

ホーチミン・ハノイ日本産農水産物・食品輸出商談会 2019

■ ■ 申込締切：2019年5月31日（金）12:00 ■ ■

ASEAN 第3位の人口（2018年IMF）を有し、経済成長が続くベトナムでは「食品の安全・安心」に対する意識が強まる中で、他の外国産品と比較しても「安心・安全でかつ健康によい」と認識されている日本食品の需要が高まっています。

昨年に引き続き JETRO では、現地バイヤー（輸入業者、小売業者、レストラン関係者など）との商談会をホーチミン、ハノイの2都市で開催します。ベトナム市場への新規参入、既存商流の強化にご関心のある事業者の皆様は、是非この機会をご活用下さい。



2018年商談会の様子

本商談会はホーチミン（1回）、ハノイ（1回）の2都市で、計2回での開催となります。

※2都市、または1都市のみのお申込みが可能です。

主催	日本貿易振興機構（ジェトロ） ※本事業は農林水産省補助事業として実施します。	
場所	ホーチミンおよびハノイ市内（決定次第、ご参加の皆様宛にご連絡致します。）	
日程	ホーチミン	9月11日（水）
	ハノイ	9月13日（金）
募集対象	日本産農水産物・食品を取り扱う企業、農業法人および生産者団体等	
募集定員	各回 30社程度	
商談形式	バイヤー回遊型	
商談相手	ベトナムの輸入業者、小売業者、レストラン関係者（バイヤー、シェフ等）等（予定） ※各回で来場バイヤーが異なりますので次頁をご確認下さい。	
有望品目	<p><ホーチミン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産物・水産加工品 ・健康食品（特に美容、ダイエットなどに効果のある機能性食品、サプリメント） ・加工食品（特に菓子、アイスクリーム） ・乳幼児食品 <p><ハノイ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児食品（粉ミルク含む） ・健康食品・菓子（低価格帯） ・水産物・水産加工品 ・和牛 	

※お申込み前に、輸入規制についてご確認ください。

参考：「日本からの輸出に関する制度」（ジェトロウェブサイト）：品目別に規制を解説しています。

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/foods/exportguide/>

■費用等について

※本商談会は「現地集合、現地解散」型です。商談会およびその他の費用負担は、以下の通りです。

◆主催者(ジェトロ)負担：

オリエンテーション・商談会を実施する経費

- 会場費
- 商談会場、備品設営費
- 通訳費（※）
- バイヤー来場者アレンジ（広報等）費
- 共用設備レンタル料（試飲試食に係る消耗品は各社にてご準備ください） 等

※ジェトロは、商談会において、各社1名の通訳を準備します（※予定）。なお、この通訳はビジネスの仲介に責任を持つものではありません。

◆参加者各自負担

：上記サービス以外に係る経費は、出品者にご負担いただきます。主なものは次のとおりです。

①輸送に要する手続きと経費

- 輸出梱包及び商談会会場までの通関・輸送費
- 商談会終了後、出品物の処理（還送・転送等）およびそれに係わる通関・輸送経費
- 出品物に係わる輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料

②ブースに用意する備品以外に出品者が独自に必要なとする設備・備品の設置・借上、撤去等に要する経費

③社員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費、交通費等）

④出品物の試食・試飲に係る費用（消耗品含む）

⑤海外旅行保険及び賠償責任保険

⑥その他、前項「主催者（ジェトロ）負担」に定める以外の経費

■申込方法

①企業情報・商品情報の登録（オンライン）

登録期限：5月31日（金）12:00 厳守

ジェトロのホームページより、2つのオンラインフォームの登録をお願いします。

イベント情報ページ：<http://www.jetro.go.jp/events/afb/31d0a25d0aa0e131.html>

申し込みフォーム1（企業情報）：<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/viet1>

申し込みフォーム2（商品情報）：<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/viet2>

不備のないよう、できるだけ詳細にご記入ください。※本フォームは途中保存ができません。

ご登録後は「入力完了メール」が送付されます（**出品の承諾ではございませんのでご注意ください**）。

②選考結果のご連絡

連絡時期：6月中旬予定

出品確定後、お申込みいただいた方全社へ選考結果をメールにて通知いたします。

■ 出品の要件

- **現地で販売可能な日本産農林水産物・食品、又は日本産原料を使用して海外で生産された農林水産物・食品であること。**
- 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること(主目的がプロモーションや調査ではない)。
- 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
- 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者があること。当該事業の会期中、商談に対応可能(諸条件の提示等)な担当者が常駐すること。
- 英語もしくは現地語で商談用資料(※企業情報、商品情報(価格表含む))を既に揃えており、ジェットロが求めた際は速やかに提出することに同意していること。もしくは会期までに揃えジェットロに提出することを同意していること。
- ジェットロが成果把握の為に開催中アンケート、フォローアップアンケート等へ協力することに同意していること。
- 出品案内書の内容、条件に同意していること。

※**水産物、畜産物についてはベトナム輸出向け施設登録が完了している、もしくは申請済みであることが必須**です。

※**ホーチミン、ハノイの2都市をお申込みされた方について、審査の結果、1都市のみ採択となった場合でも参加すること。**

■ 出品者の選考

ご提出いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に即してジェットロにて出品者を選考します。

なお、結果の詳細は回答できかねますので、予めご了承ください。

- (1) 当該事業で定める有望商品に合致するか
- (2) 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
- (3) 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
- (4) 応募者の輸出に取り組む姿勢(戦略・目的・出品に向けた取組み)
- (5) 応募者の認証取得等
- (6) 応募者の商流
- (7) 前年度の参加事業における成約実績
- (8) 日本で登記している事業者か
- (9) 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出有望案件支援サービスによる支援対象企業か
- (10) 過去のルールの遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

■ サンプル品の持ち込みについて

- 商談時に使用するサンプル品については、参加者の責任の下、現地へ輸送して頂くこととなります。
- なお、輸送業者を使用せず、EMSでサンプル商品を送付した場合、現地まで届かないケースや、税関で指し止めされるケースがございます。税関での受け取り制限が発生した場合は、お客様の自己責任にて引取りをお願いしております。ジェットロおよび商談会場のホテルともに一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- また、ホーチミンおよびハノイの会場候補ホテルへの事前のヒアリングでは、日本からホテル宛の直接の輸送は引き受け不可となっております。日本からホテルへ輸送する場合は一度当地でのインポーター宛に輸送の上、インポーターからホテル宛に輸送いただくようお願い致します。なお、ベトナム国内輸送の場合はホテル宛での送付は可能となります(ただしホテルとの連絡調整は参加者にて行っていただくこととなります)。
- ジェットロでは、特定の輸送・通関業者を指定していませんので、各社がご自身で選定し、直接手続き、お取引いただき、商談会当日に商品サンプルをご準備いただけるよう、ご調整下さい。輸送通関費用は、必ず事前の見積り入手をお勧めします。また、商品の日持ち、検疫等には、十分ご配慮の上、お早めにご準備下さい(現地の情

勢、輸入規制等によっては、サンプルが持ち込めない場合がございます）。動植物検疫、その他手続きが不適切な場合は、商談会当日のサンプル提供の取り止めをお願いする場合がありますのでご了承下さい。また、商談会終了後の出品物は、自己責任にて廃棄、もしくは還送をお願いします。

■ 留意事項、免責規定

<留意事項>

- ・ 本商談会は、海外販路拡大のため、海外企業との出品物の商取引を目的（自社等の広報や市場調査のみを目的とした参加は不可）とした商談会となります。調査、見学のみの方の商談会ご参加、及び当日ご来場はお断りいたします。
- ・ 本商談会における実際の商談・取引は、お客様の判断と責任で行って頂きます。万一お客様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。
- ・ 本案内に定めのない事項に関しては、ジェットロがその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨あらかじめご了承ください。
- ・ 「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効にすると同時に、本商談会へのご出品をお断りします。
- ・ 「申し込みフォーム」に記載した内容について変更がある場合は、書面にてご通知ください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、ジェットロはその内容によっては変更に応じられない場合がございます。
- ・ 出品募集締め切り後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合は、出品ができなくなるケースがありますので、ご注意ください。
- ・ 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選定等において考慮される場合があります。
- ・ 会場全体の基本構成、出品位置は出品内容等によりジェットロにて決定いたします。ご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
(経済産業省安全保障貿易管理課ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/ampo>)
- ・ 出品物は国内法令及び現地法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回または今後のご出品をお断りする場合がございます。
- ・ 日本からの食品・飲料の通関に時間がかかる場合もあるため、輸送については、十分ご留意願います。特に生鮮・冷蔵・冷凍品の出品を検討している場合にはご注意ください。

<免責規程>

- ・ 天災、交通機関の乱れ、現地の政情その他ジェットロの責任に帰する事のできない事由により関連事業の一部、または全部を中止せざるを得ない場合は、ジェットロは参加申し込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、航空券代等のキャンセル料その他の経費・損害をジェットロが補填することは致しかねます。
- ・ 見本市会期中およびその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難等のいかなる損害についても、ジェットロは一切の責任を負いかねます。
- ・ ご提供頂いた個人情報、事業実施のため、施工業者、現地バイヤー等の事業関係者に提供する場合があります。また、本見本市に関するプレスリリース、ジェットロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ 出品商品についてはジェットロで事前審査し、輸出が困難と判断された場合は、採択後であっても参加をご遠慮頂く場合がございますので、ご了承ください。

- ・ 募集定員を超えない場合でも、商品のラベル表示・商標が関連法規に抵触している場合や、出品がふさわしくないと考えられる際には参加をお断りすることもございます。

参考情報

【輸出に関する規制関連のお問い合わせ】

- ・ 農林水産物・食品輸出相談窓口

(TEL) 03-3582-5646 <受付時間>平日 9時～12時/13時～17時 (祝祭日・年末年始を除く)

最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています ⇒ <http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

【セミナー】

- ・ マーケットセミナー (6月下旬開催予定)

本商談会に先立ち、海外コーディネーター (ホーチミン) が来日し、日本でベトナムマーケットセミナーおよび個別相談を行います。海外コーディネーターは、本商談会のバイヤー発掘、前日のバイヤー訪問への同行、直前オリエンテーションでの情報提供などを通じ、出品者支援を行います。

(海外コーディネーターによる輸出支援相談サービス <https://www.jetro.go.jp/services/coordinator/>)

※輸出経験のない企業等については、商談会参加期間中の商談を円滑に進める一助とするため、ジェトロが実施する「商談スキルアップセミナー (無料)」のご参加までの受講をおすすめします。

(イベント情報 セミナー・講演会 <https://www.jetro.go.jp/events/seminar.html>)

【農林水産物・食品輸出協力企業について】

ジェトロが一定基準を設け公募によって収集した、農林水産物・食品の輸出を行う商社・貿易会社・船社 (船舶代理店)・航空会社 (航空代理店)・輸送会社・物流会社・海貨会社・フォワーダー・輸出梱包サービス会社・保険会社のリストを掲載しておりますので、ご活用ください。

(輸出協力企業リスト https://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list.html)

本商談会についてのお問い合わせ先

ジェトロ 農林水産・食品部 農林水産・食品事業推進課 担当：清島、櫻庭、伊藤
(TEL) 03-3582-5546 (E-mail) afb-bizmatch@jetro.go.jp